

## 伊予市雇用促進奨励金交付要綱

令和2年9月25日  
伊予市告示第143号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた市民の雇用を守るため、新規雇用を行う市内の事業者に対し、市が予算の範囲内で伊予市雇用促進奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に主たる事業所を有する法人
- (2) 別表に定める市内の工業団地内に工場を有する法人
- (3) 伊予市企業誘致促進条例（平成17年伊予市条例第116号）第4条の規定による指定を受けた法人

(交付要件)

第3条 奨励金は、交付対象者のうち、次に掲げる要件を満たすものに交付する。

- (1) 前条第1号及び第2号に掲げる法人にあっては、本市の住民基本台帳に登録されている者を令和2年2月1日から令和3年2月28日までの間に新たに雇用し、かつ、当該雇用の日から1年経過時において、引き続きその者の住民登録及び雇用が継続されていること。
- (2) 前条第3号に掲げる法人にあっては、本市の住民基本台帳に登録されている者を操業開始（用地の取得又は借入後から操業開始後6月までの間をいう。）に伴い雇用し、かつ、操業開始日から1年経過時において、引き続きその者の住民登録及び雇用が継続されていること。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、新規雇用従業員1人につき50万円とする。ただし、新規雇用従業員が短時間労働者（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条第1項に定める者をいう。）である場合は、短時間労働者2人をもって新規雇用従業員1人とみなす。

(奨励金の交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和3年3月31日までに、伊予市雇用促進奨励金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 法人登記事項証明書
- (2) 新規雇用従業員との雇用契約書の写し

- (3) 新規雇用従業員の住民票
  - (4) 法人の市税完納証明書
  - (5) 振込先が分かる書類の写し
  - (6) その他市長が必要と認める書類
- (奨励金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、申請者に対し、伊予市雇用促進奨励金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(奨励金の変更交付申請)

第7条 前条の規定により奨励金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、奨励金の交付決定を受けた内容に変更が生じた場合は、速やかに、伊予市雇用促進奨励金変更交付申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(奨励金の変更交付決定)

第8条 市長は、前条の変更申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、申請者に対し、伊予市雇用促進奨励金変更交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(奨励金の請求)

第9条 交付決定者は、第3条に規定する奨励金の交付要件を満たしたときは、伊予市雇用促進奨励金請求書（様式第5号）により市長に奨励金を請求しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

(検査等)

第10条 市長は、奨励金の交付の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、交付決定者に対し検査を行い、又は報告を求めることができる。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消し、交付決定者に対し、伊予市雇用促進奨励金交付決定取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。この場合において、既に奨励金が交付されているときは、市長は奨励金の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により奨励金の決定を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項第1号の規定により奨励金の交付決定を取り消したときは、当該取消しに係る法人の名称を公表するものとする。

(書類の保存等)

第12条 交付決定者は、奨励金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、当該奨励金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(伊予市企業誘致促進条例の適用除外)

第13条 奨励金の交付を受けた法人は、伊予市企業誘致促進条例第7条第2号に規定する雇用促進奨励金の交付を受けることができない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年10月1日から施行する。

別表（第2条関係）

工業団地名	所在地
下三谷工業団地	伊予市下三谷
八倉工業団地	伊予市八倉
北西原工業団地	伊予市下吾川
臨海埋立工業団地	伊予市下吾川
伊予港埋立地	伊予市湊町
豊岡工業団地	伊予市中山町出渕
門前工業地	伊予市中山町出渕
長沢工業団地	伊予市中山町中山